

令和7年第2回御宿町議会定例会

議 事 日 程 （第2号）

令和7年6月19日（木曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第 4号 南房総広域水道企業団の解散について
- 日程第 2 議案第 5号 南房総広域水道企業団の解散に伴う財産処分について
- 日程第 3 議案第 6号 南房総広域水道企業団の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法に関する協議について
- 日程第 4 議案第 7号 御宿町と市原市との間における一般廃棄物（燃やすごみ）の焼却処理に関する事務の委託に関する規約の制定に関する協議について
- 日程第 5 議案第 8号 御宿町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 9号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第10号 令和7年度御宿町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 請願第 3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書
- 日程第 9 請願第 4号 「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書

本日の会議に付した事件

日程第9まで議事日程に同じ

- 追加日程第1 発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について
- 追加日程第2 発議第2号 国における2026年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

出席議員（10名）

1番 藤 井 利 一 君

2番 岩 瀬 環 樹 君

3番 塩 入 健 次 君

4番 滝 口 一 浩 君

5 番 土 井 茂 夫 君

7 番 伊 藤 城 祐 君

9 番 椎 木 藤 弘 君

6 番 北 村 昭 彦 君

8 番 石 井 芳 清 君

10 番 田 中 とよ子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 原 宏 君

副 町 長 田 邊 義 博 君

教 育 長 海老根 秀 昭 君

企画財政課長 金 井 亜紀子 君

産業観光課長 米 本 貴 志 君

税務住民課長 上 野 千 晶 君

建設環境課長 伊 藤 広 幸 君

保健福祉課長 吉 田 和 幸 君

教 育 課 長 市 東 秀 一 君

会 計 室 長 石 井 学 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 吉 野 信 次 君

主 事 長 谷 真 子 君

◎開議の宣告

○議長（滝口一浩君） 皆さん、おはようございます。

本日の日程はあらかじめお手元に配付しました日程のとおりです。よろしくお願いいたします。

本日の出席議員は10名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。

傍聴にあたっては、傍聴規則に従い静粛をお願いいたします。

また、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

暑い方は、議員、執行部ともに上着を脱いで結構です。

（午前 9時29分）

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第4号 南房総広域水道企業団の解散についてを議題といたします。

建設環境課長より議案の説明を求めます。

建設環境課長。

○建設環境課長（伊藤広幸君） 議案第4号 南房総広域水道企業団の解散についてご説明いたします。

本案は、九十九里地域と南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道との統合に関するものでございます。

本解散につきましては、基本協定第2条第2項の規定により、関係団体で合意されたことから、令和8年3月31日をもって、南房総広域水道企業団が解散することについて、地方自治法第288条の規定により関係地方公共団体と協議するにあたり、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝口一浩君) 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝口一浩君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(滝口一浩君) 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長(滝口一浩君) 日程第2、議案第5号 南房総広域水道企業団の解散に伴う財産処分についてを議題といたします。

建設環境課長より議案の説明を求めます。

建設環境課長。

○建設環境課長(伊藤広幸君) 議案第5号 南房総広域水道企業団の解散に伴う財産処分についてご説明いたします。

本案につきましては、基本協定第5条の規定により、資産等の整理について、関係団体で合意されたことから、南房総広域水道企業団の解散に伴う財産処分について地方自治法第289条の規定により関係地方公共団体と協議するにあたり、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

協議書の1、2につきましては、承継する財産は土地となり、解散に伴い、水道用水供給事業の用に供しない資産については、各構成市町との協議により所在自治体である南房総市と大多喜町が資産を引き継ぐことになります。

協議書の3の千葉県企業局の承継する財産につきましては、別添資料のとおり、資産及び当該資産に係る負債について、統合に伴い千葉県企業局へ引き継がれることとなっており、主な

財産は浄水場などの施設設備や管路等になります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第3、議案第6号 南房総広域水道企業団の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法に関する協議についてを議題といたします。

建設環境課長より議案の説明を求めます。

建設環境課長。

○建設環境課長（伊藤広幸君） 議案第6号 南房総広域水道企業団の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法に関する協議についてご説明いたします。

本案につきましては、基本協定第1条の規定により、九十九里地域及び南房総地域の水道用水供給事業が事業統合した水道用水供給事業は、千葉県企業局が経営する旨、関係団体で合意され、千葉県との調整がついたことから、南房総広域水道企業団の解散に伴う事務の承継並びに決算の審査及び認定の方法を関係市町と協議するにあたり、南房総広域水道企業団規約第14条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

協議書の第1条では、企業団の事務は、千葉県企業局が承継することとし、第2条では、決

算は、千葉県の監査委員が審査を行い、その意見をつけて千葉県の議会の認定に付すものとしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第4、議案第7号 御宿町と市原市との間における一般廃棄物（燃やすごみ）の焼却処理に関する事務の委託に関する規約の制定に関する協議についてを議題といたします。

建設環境課長より議案の説明を求めます。

建設環境課長。

○建設環境課長（伊藤広幸君） 議案第7号 御宿町と市原市との間における一般廃棄物（燃やすごみ）の焼却処理に関する事務の委託に関する規約の制定に関する協議についてご説明いたします。

本案は、市原市において、令和14年度竣工予定で整備計画を進めている新焼却施設での御宿町の一般廃棄物（燃やすごみ）の焼却処理に関する事務を市原市に委託することについて、地方自治法第252条の14第1項の規定により市原市と協議するにあたり、同条第3項において準

用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず初めに、これまでの経緯、経過でございますが、御宿町のごみ処理施設は稼働から40年以上が経過しており、老朽化が著しい状況にあります。また、人口減少に伴う財源確保の困難性等から、現状のごみ処理体制を見直す必要があり、行政運営の効率化、合理化を図るため、夷隅郡市2市2町において検討を進めてまいりました。また、千葉県では、第10次千葉県廃棄物処理計画において、県内自治体の広域化、集約化について方向性を示しており、御宿町を含む夷隅郡市2市2町については市原市と広域化の枠組みが想定されています。

このような中で、市原市が検討しておりました新焼却施設は、令和14年度竣工予定で整備計画を進めていることから、令和5年5月に夷隅郡市2市2町において、市原市へ一般廃棄物処理施設整備にあたって加入の協議の申し入れを行い、市原市と夷隅郡市2市2町で広域処理に向けた協議を進めてまいりました。

令和7年2月12日に、市原市によるごみ焼却施設更新事業における広域処理の実施について受入れの発表がされ、御宿町と市原市との間における一般廃棄物（燃やすごみ）の焼却処理に関する事務の管理及び執行を市原市に委託するため、規約を定めようとするものでございます。

それでは、2枚目からの御宿町と市原市との間における一般廃棄物（燃やすごみ）の焼却処理に関する事務の委託に関する規約についてご説明させていただきます。

2枚目をご覧ください。

第1条は、趣旨といたしまして、委託事務に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、この一般廃棄物（燃やすごみ）の焼却処理に関する委託事務の範囲を定めるものでございます。

第3条は、委託事務の管理及び執行の方法について定めるものでございます。

第4条は、経費の負担について、第2項は、経費の額及び納付の時期は協議して定め、あらかじめ委託事務に要する経費の見積りに関する書類を送付する旨を定めるものでございます。

第5条は、予算の計上について、市原市長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、市原市歳入歳出予算において分別して計上する旨を定めるものでございます。

第6条は、収入の帰属について、委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料、手数料その他の収入は、全て市原市の収入とする旨を定めるものでございます。

第7条は、経費の繰越し使用について、市原市長は、各年度において、その委託事務の執行に係る予算に残額がある場合においては、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとし、市原市長は、繰越金の生じた理由を付記した計

算書を、当該年度の出納閉鎖後速やかに御宿町長に提出する旨を定めるものでございます。

第8条は、決算の場合の措置について、決算の要領を公表したときは、同時に当該決算の委託事務に関する部分を、御宿町長に通知する旨を定めるものでございます。

3枚目をご覧ください。

第9条は、連絡会議について、市原市長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、必要に応じて、御宿町長と連絡会議を開くものとし、御宿町長の申し出がある場合においては、臨時に連絡会議を開くことができる旨を定めるものでございます。

第10条は、条例等改正の場合の措置について、委託事務の管理及び執行について適用される市原市の条例等を変更する場合は、あらかじめ御宿町長に通知しなければならない旨を定め、第2項では、委託事務の管理及び執行について適用される市原市の条例等が改正された場合においては、直ちに当該条例等を御宿町長に通知しなければならない旨を定め、第3項では、通知があったときは直ちに公表しなければならない旨を定めるものでございます。

第11条は、委任についての規定でございます。この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、御宿町長と市原市長との協議により定めるものでございます。

附則1といたしまして、この規約は令和7年8月1日から施行するものでございます。

附則2といたしまして、御宿町長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する市原市の条例が、御宿町に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとするものでございます。

附則3といたしまして、委託事務の全部もしくは一部を廃止する場合においては、当該委託事務の管理及び執行に係る収支は、廃止の日をもってこれを打ち切り、市原市長がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる余剰金の処分については、御宿町長と市原市長が協議して定めるものとするものでございます。

最後に、今後のスケジュールでございますが、本案を議決いただいた後、規約を定め、事務を委託する旨及び規約を告示し、市原市が千葉県に対し、事務の委託に係る届出をする予定でございます。

また、費用負担については、9月定例会で補正予算に負担金を計上する予定でございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

2市2町の燃やすごみを市原市に委託をする事務ということで、今般提案されておるのは、あくまでもこのとおりというか、文言のとおりということなんだと思いますが、御宿町と市原市との事務の委託に関する規約ということですよ。

そうしますと、市原市と2市2町が、多分同様な規約というのを制定するというふうに思うんですけども、簡単に言うと、個々に結ぶということ、時期は多分同じだろうなとは思いますが、内容に違いがある可能性も存在できるということなのかな。多分、連絡調整はされると思いますけれども、あくまでも条例は市原市と2市2町が結ぶのではなくて、市原市と御宿町、個々との契約事務ということでいいかどうかを、まず、確認したい。

○議長（滝口一浩君） 建設環境課長。

○建設環境課長（伊藤広幸君） 規約につきましては、おっしゃるとおり御宿町と市原市との2者の間で取り交わすものとなっております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

分かりました。確認をされました。

次に移ります。今規約を提案いただきましたけれども、ちょっと確認をしたいのは、まず、この費用については、分別して計上する、5条ですね。ということは2市2町それぞれ、例えば御宿町は幾ら幾ら、例えばいすみ市は幾ら幾らとして個別に金額が管理されるということかどうかということですね。

それから、7条であります。各年度において委託事務に執行する予算に残額がある場合は、翌年度における執行に要する経費として繰越して使用するものとする。ただ、これは最後に、出納閉鎖後速やかということですので、実質決算後ということですので、例えば7年度実施で余りがあるとすれば、7年度だから令和8年度の出納閉鎖後ですから、令和8年度にその予算残が確定をするということによろしいかということですね。であるならば、今後、負担金について条例を9月議会に提案をしたいと最後にお話をされましたが、この負担金を一括で払うのかと、それとも2か月とか、3か月とか、4か月とかごとに払うのかと。

それから、それを負担をする根拠と申しましょか、算定基準と申しましょか、そういうものは今ある程度固まっているのか、それとも今後それを調整していくのかと、それらは、2市2町同じなのか、また個々変わるものなのかも含めて説明を求めたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 建設環境課長。

○建設環境課長（伊藤広幸君） まず、分別のことをごさいますけれども、この分別につきましては市原市と、市原市及び2市2町の会計を区別するということで想定をして規定を設けたものでごさいますけれども、個々の規約でごさいますので、内訳として明示されるものと理解しております。

それから、負担金でごさいます。一括で払うのかどうかというところでごさいますけれども、現在回数や時期については決まっております。事業の内容によって、また様々かと思えます。実運用になりますと毎月というケースも出てくるかと思えますけれども、運営経費等が発生するような時期になりましたら、毎月ということもごさいますけれども、当初におきましては協議しながら、その事業の内容によって決めていくということで、今後決めていくようになります。

あと、負担金の算定方法でごさいますけれども、また内容によって違ってまいりますので、毎年次、事業の内容に合わせて積算をされるというように理解しております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

分かりました。

負担金の在り方、それから支払い方法などについて、まだまだこれから全体協議をされるということでの説明であったかと思えますので、決まり次第、途中経過でも結構でごさいますので、順次議会等に報告をいただきまして、共有をしていただきながら、全体のメリットと申しましょ、調整も含めて円滑な事務を進めていただければということを申し上げて、質問を終わりにいたします。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第 7 号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第 7 号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第 8 号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第 5、議案第 8 号 御宿町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長（上野千晶君） 議案第 8 号 御宿町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が令和 7 年 3 月 31 日に公布され、地方税の関係法令が整備されたことから、御宿町税条例の一部を改正するものです。

初めに、本改正案の概要をご説明いたしますので、議案に添付いたしました資料をご覧ください。

今回の改正は、大きく分けて 3 点ございます。1 点目は、町民税における大学生年代の子等に関する特定親族特別控除の創設、2 点目は、加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例、3 点目は、公示送達の方法の見直し、その他法改正に伴う規定の整備でございます。

それでは、改正内容について新旧対照表によりご説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。

第18条は、公示送達の方法について、これまでの掲示板に掲示する方法に加え、町の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものを閲覧する方法等について規定するものです。

第18条の 3 は、用語の整理を行いました。

第34条の 2 と、2 ページからの第36条の 2 及び第36条の 3 の 2、3 ページの第36条の 3 の 3 は、町民税の所得控除における大学生年代に係る特定親族特別控除の創設に伴う改正でございます。特定親族特別控除は、19歳以上23歳未満の親族等で、一定の所得を超えた場合でも段階的に控除額が逡減する仕組みです。現行では、扶養している子どもの給与収入について、103 万円までの場合に特定扶養親族として所得控除の対象となりますが、それを超えた場合には控除が受けられない仕組みとなっております。

改正後は、特定扶養親族の要件を、収入123万円までに引き上げた上で、それを超えた場合は新たに特定親族特別控除を創設し、収入188万円までは段階的に控除額が減っていく仕組みとなります。この改正に伴い、1ページの第34条の2の（所得控除）において、特定親族特別控除額を追加しています。

2ページの第36条の2ですが、町民税の申告について、給与所得や公的年金所得以外の所得がない方は申告書の提出が不要となりますが、例外として各種控除を受けようとする場合は申告書の提出が必要です。この各種控除に特定親族特別控除を追加いたしました。

第36条の3の2及び第36条の3の3は、個人住民税に係る給与所得者及び公的年金受給者の扶養親族等申告書の記載事項に、特定親族の氏名を追加するものです。

4ページをご覧ください。

附則第16条の2の2ですが、（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）について追加いたしました。加熱式たばこの課税標準は、本条例の第94条に規定しているところですが、令和8年4月1日以後に売渡し等が行われた加熱式たばこについては、当分の間、葉たばこを原料として使用しているものは、加熱式たばこの重量0.35グラムを紙巻きたばこ1本に、それ以外のものは、重量0.2グラムを紙巻きたばこ1本に換算するものです。

5ページをご覧ください。

改正附則でございしますが、第1条では、この条例は公布の日から施行することとしておりますが、第1号から第3号に掲げる規定は、各号に定める日から施行するものでございます。第1号の町民税に関する改正は令和8年1月1日から、第2号のたばこ税に関する改正は令和8年4月1日から、6ページの第3号の公示送達に関する改正は令和5年に公布されました地方税法等の一部を改正する法律の、附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行するものです。

第2条から第4条は、公示送達、町民税及び町たばこ税に関する経過措置について定めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝口一浩君) 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(滝口一浩君) 全員の挙手です。

よって、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長(滝口一浩君) 日程第6、議案第9号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

税務住民課長より議案の説明を求めます。

税務住民課長。

○税務住民課長(上野千晶君) 議案第9号 御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、地方税法の一部を改正する法律及び関係法令が令和7年3月31日に公布され、国民健康保険税に関連する法令が整備されたことから、御宿町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

初めに、本改正案の概要をご説明いたしますので、議案に添付いたしました資料をご覧ください。

今回の改正は、大きく分けて2点ございます。1点目は、国民健康保険税における負担の公平性を図るため、課税限度額の引上げを行うこと、2点目は、低所得者の負担軽減を図るため、軽減措置の所得判定基準の引上げを行うことです。

それでは、改正内容について新旧対照表によりご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

第2条第2項及び第3項並びに第21条第1項につきましては、国民健康保険税の限度額の見直しに係るもので、基礎課税額を1万円引き上げ、「65万円」から「66万円」に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を2万円引き上げ、「24万円」から「26万円」に改正するものです。

2 ページにかけまして、第21条第1項第2号及び第3号につきましては、国民健康保険税の軽減措置の見直しに係るもので、軽減判定所得額の引上げを行い、低所得者の負担軽減を図るものです。

第2号は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗ずべき金額を「29万5千円」から「30万5千円」に改めるものです。

第3号は、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乗ずべき金額を「54万5千円」から「56万円」に改めるものです。

最後に、改正附則といたしまして、第1項では、この条例は、公布の日から施行することとし、第2項では、（適用区分）といたしまして、国民健康保険税への適用を令和7年度分からとする旨を明記いたしました。

なお、本改正案につきましては、去る5月13日に開催されました国保運営協議会においてご審議いただき、ご承認をいただいたことを申し添えます。

以上で御宿町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

国民健康保険税条例の一部を改正する条例の提案ということですが、最高限度額を上げ、また低所得者への配慮も同時に行うという2点の内容だというふうに伺いました。

そこで伺います。まず、この限度額を上げたことに伴う影響は具体的に何世帯とか、伺いたいと思います。

それから、同時に、年額としてどの程度の負担になっていくのかと、総額ですよね。

それから、次に、軽減世帯の関係でありますけれども、7割、5割軽減ということで、7割は改正なしということでありまして、全体があつて、7割が何世帯なのか、5割が何世帯なのか、2割が何世帯なのかということと、今回の改定によって影響を受ける世帯が幾つになるのかと。

それから、おのおのモデル世帯みたいのが想定できまして、それで幾らになるのかということもお伺いをしたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 税務住民課長。

○税務住民課長（上野千晶君） それでは、今回の改正に伴う影響ということでご説明させていただきます。

初めに、課税限度額の引上げに伴う影響ですが、今回まだ7年度の課税前ですので、令和6年度の所得の状況で比較しております。限度額を超過している世帯は、国保全体の1,286世帯のうち、医療分の基礎課税額についてですが、限度額を超過している世帯が18世帯で、改正により変更になった世帯はございませんでした。後期支援分は23世帯であったところ、改正により20世帯に減少しております。金額といたしましては、総額で61万5,900円の増額となりました。

続きまして、軽減判定所得の引上げに伴う影響ですが、初めに全体数を申し上げます。7割軽減は436世帯、5割軽減は158世帯、2割軽減は152世帯です。こちらが今回の改正での影響としまして、軽減の対象外から2割軽減になった世帯が8世帯、2割軽減から5割軽減になった世帯は4世帯です。

続きまして、具体的な例を挙げてということでしたので、幾つか例を挙げてご説明したいと思います。

まず、課税限度額の引上げに伴う例といたしまして、医療分、後期分ともに課税限度額を超過しており、年額が89万円の世帯であった場合、改正後も限度額を超えているという場合であった場合は、改正後92万円となり、3万円の増額となります。

また、後期支援分のみ課税限度額を超過しており、改正前の課税額が年額98万900円の世帯が、改正により限度額未満となった場合、改正後は99万8,500円となり、後期支援分課税額で改正前の限度額を超えていた額の1万7,600円が増額となります。

次に、軽減判定の引上げに伴う例ですが、2人世帯で課税額が年額18万1,400円であった世帯が、これまで軽減の対象でなかったところ、改正により2割軽減となった場合、改正後は16万5,400円となり、1万6,000円の減額となります。

同じく2人世帯で年額13万8,300円であった世帯が、改正により2割軽減から5割軽減となった場合、改正後は10万8,000円となり、3万300円の減額となります。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

町の単独の会計の中での調整ということであったかと思います。

町長にちょっとお伺いしたいんですけれども、お米も含めまして、今年は諸物価大変高騰し

ております。その中で、やはり可処分所得と申しましょうか、税金の支払いの負担と申しましょうか、その割合が、逆に言うと、年々高くなっているというのが実態だと思います。

単独の会計の中では、こうして上限の負担を求めながら、所得軽減者、そしてまた全体の軽減ということも一つあるかと思いますが、やはり制度そのものを、国・県に対して、特に国保というのは、社保含めて小さい世帯ですよね、事業所だとか含めて、あと個人の方だと思いますので、あと年金所得の方もいらっしゃるかと思いますが、そうした方々が入る制度だろうと思いますので、こうした方々への国の制度、これを見直し、負担軽減を図っていただくような働きかけというのは、町として行えないものかどうか、町長にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 原町長。

○町長（原 宏君） 考えようと思います。

以上です。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第9号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第9号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第7、議案第10号 令和7年度御宿町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

企画財政課長より議案の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） 議案第10号 令和7年度御宿町一般会計補正予算（案）第1号についてご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、昨年度実施した定額減税の補足額給付に係る不足額給付金事業や地域活性化に資する事業に取り組む民間事業者を支援する地域経済循環創造事業交付金を計上したほか、緊急修繕や工事に係る経費などの予算措置をお願いするものです。

予算書の1ページをご覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出それぞれ6,025万9,000円を追加し、補正後の予算総額を44億7,725万9,000円と定めるものでございます。

それでは、内容につきまして、予算書の事項別明細に沿ってご説明いたします。

6ページをご覧ください。歳入予算でございます。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、3節地域経済循環創造事業交付金の1,333万3,000円は、ローカル10,000プロジェクト事業を支援する市町村に対し、国が補助するもので、事業費の3分の2が国から交付されます。

4節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の2,640万円は、定額減税の補足額給付に係る不足額給付事業の財源として全額交付されるものです。

20款1項1目1節繰越金の2,052万6,000円は純繰越金で、収支の不足に対応するため追加するものです。

以上、歳入予算に6,025万9,000円を追加しております。

8ページをご覧ください。歳出予算でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の3万6,000円は、自治研修センター負担金で、人事異動等に伴い研修受講者が増加したため、不足分を追加するものです。

3目財産管理費の町有財産管理事業77万1,000円は、予定していた職員数に不足が生じたため、新たに配置した会計年度任用職員の報酬等を追加するものです。

4目企画費の2,000万円は、地域経済循環創造事業交付金で、国が実施している地域の人材・資源・資金を活用した新たなビジネスを立ち上げようとする事業者の初期投資費用を支援する、ローカル10,000プロジェクトに係る費用を計上するものです。

2項徴税费、1目税務総務費の税務総務事務費110万円は、予定していた職員数に不足が生じたため、新たに配置した会計年度任用職員の報酬等を追加するものです。

3項1目戸籍住民台帳費の個人番号制度関係事務費245万8,000円は、戸籍等の振り仮名記載事務やマイナンバーカードの更新時期を迎え、業務が増加することから、会計年度任用職員を

1名増員したため、報酬等を追加するものです。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の物価高騰重点支援給付金事業（一体支援）の2,675万9,000円は、昨年度実施した定額減税の補足額給付をしてもなお不足が生じている方に対して行う不足額給付事業に要する費用で、事務費275万9,000円、給付金2,400万円を計上するものです。対象者は800人を見込んでおります。

10ページをご覧ください。

6款1項商工費、3目観光費の使用料及び賃借料234万円は、海水浴場開設に伴う監視員宿舎の施設借り上げ料です。

8款1項消防費、2目非常備消防費の工事請負費49万5,000円は、須賀多目的広場の照明について、経年劣化による腐食が進んでおり、早急に対応する必要があることから、撤去費用を計上するものです。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の委託料550万円は、御宿小学校校舎更新の検討資料とするため、コンクリートの健全性の調査費を計上するものです。

5項保健体育費、2目体育施設費の修繕料80万円は、町野球場の芝刈りトラクターの故障により野球場の管理運営に支障をきたしており、繁忙期を迎える前に対応する必要があることから、修繕費用を計上するものです。

以上、歳出予算に6,025万9,000円を追加しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

補正予算（第1号）ということですが、昨日一般質問等でも議論されておりましたが、職員ですね、会計年度任用職員の報酬ということで3項目ですか、予算計上されておるわけがありますけれども、分掌と申しましょうか、新年度で、例えば大学卒業後職員になられた方々が順次仕事を学んでいくということと、途中の、課長職までであると思うんですね、いろんな職。そのどこに入っていくのかと、中途に入る……ごめんなさい、質問が分かりづらいかも分かりませんけれども。

聞きたいのは、初めて大学卒業されて入られる方はそれぞれの、昨日もあったんですけども、様々な研修だとかというのがあると思うんですけども、途中に入られる方々、そうした

方々が、要するに仕事、法令事務、様々あるかと思うんですけれども、そうしたものについて、やはりきちんと、任用した直後からその仕事をこなしていただかなければならないと思うんですね。そうした研修等というのは、私は必要ではないかというのが、昨日質問を聞いていて思ったことなんですけれども、そうしたことについて、今回も非常に、分掌表を頂きましたけれども、様々なところに新しい方々が入っているようにお見受けしたわけでありますけれども、でありますので、これらについてどう考えておられるのかについて伺いたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 田邊副町長。

○副町長（田邊義博君） ただいまのご質問ですが、新卒で入った職員は主事補というような職位から入っていきます。また、中途採用職員につきましては、前職がどうであったか、公務員であれば、我々がひとつひとつ上がっていくのと同じぐらいのところにすりつけます。

また、全く関係ないような職種でも一応社会人の経験があるということで、公務員並みということではないんですけれども、それ相当のところに、主事補から始めるということではありません。もちろん、主事補程度の仕事に就くもので、技能労務とか、そういうところであれば、多少年限があっても1級ぐらいから始めることがございます。

途中採用の職員の研修でございますが、もちろん研修については新卒で入った職員と同様に、年限により、初任者研修、初級研修、中級、上級研修というような研修に参加させております。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

法令事務、国・県等、同じ公務員であった方々についてはそれなりの知識経験があつて、やはり公務員というのは、公務員独特という失礼ですけれども、やっぱり非常に専門的な公務員としての資質と申しましょうか、そうしたものが需要だろうと思いますし、同じような肩書であったとしても、民間と公務員というのは様々な違いがあるというふうに思うんですね。

ですから、やっぱり中途採用を含めた方々について、そのところをきちんとフォローアップしていただくと。要するに住民サービス含めた、そういう間違いが起きない、適切な事務を行っていくような形で、最初もあろうかと思えますけれども、適宜、フォローアップという言葉が言葉としては適切なんだろうと思えますけれども、対応していただきたいというふうに思います。これはこれで終わります。

次に移ります。9ページであります。企画費、企画関係事務費ということで、地域経済循環創造事業交付金ということですが、人材・資源を、それから民間の資金ですか、こうしたものを活用した事業ということで今説明を受けたわけでありますけれども、本町としてど

のような事業になっていくのか。具体的な事業内容について説明を受けたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金井亜紀子君） こちらのローカル10,000プロジェクト事業ということで、対象となる事業は様々ございますが、一番大きな部分としては、事業の立ち上げにあたりまして、地域の様々な資源を活用していただくということが、前提で一つございます。

いろんな事業内容につきましては、それぞれ提案いただいた事業を審査するという形になりますけれども、今回提案いただいている事業1件ございまして、それにつきまして予算化を今回お願いしているものでございますが、今回の提案は地域のいろいろな食材や人材を使いまして、地域を活性化するという目的の事業でございます。

詳細な事業内容は……。

（石井議員「もう少し詳しく」と呼ぶ）

○企画財政課長（金井亜紀子君） はい。一応、まだ収支計画書ということの状況でございまして、これから国の審査を受けて、国が求めている地域経済循環創造事業に該当してからということになりますけれども、ご提案いただいているのは、地域の食材や地域の人材を使って、お店や宿泊といった事業を行うというところで、そうですね、健康と観光を融合した地域活性化事業ということで、カフェやいろんな健康に配慮したというんですか、健康をテーマとした宿泊、そうした健康プログラム、そうしたものを実施しながら宿泊をしていただくというような健康と観光客誘致を合わせた経済活性化ということで、事業計画をいただいているものでございます。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

分かりました。民間の支援をすると、国の制度を使ってということのご説明であったかと思えます。

次に移ります。11ページであります。商工費、観光費の中の海水浴場安全対策事業ということですが、いま一度この内容について説明を受けたいと思います。具体的な内容ですね。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（米本貴志君） それでは、お答えいたします。

監視員の宿舎につきましては、現在、新町の町所有の施設を使用しております。令和6年度では、監視員全員が町所有の施設を使用することは大変大きな負担があると判断したため、町

内の宿泊施設を1つ借り上げ、運営を行っていましたが、監視員の宿舎につきましては直近の課題でもありました。

こうしたことから、一般の住宅の宿泊利用について検討は行ってきたんですが、調整に至らなかったことから、令和7年度の監視員の宿舎に不測の事態が生じたことから、本年度も安心・安全な海水浴場を運営するため、町内宿泊施設の1か所を借り上げ、運営を行いたく、6月補正にてお願いをするものでございます。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

今までの施設ではなくて、民宿を今度借り上げるというご説明だったかと思います。そうしますと、今まで使用していた施設というのはもう使用できないんでしょうか。どうするんでしょうか。それについて説明を受けたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 産業観光課長。

○産業観光課長（米本貴志君） 今まで使用した施設と借り上げる施設の両方を利用させていただいております。こちらにつきましては今まで、コロナ禍におきましても、感染の防止のため、監視員を分散して宿泊をさせていただいております。こういったことも踏まえ、今年度も引き続き監視員の安全、健康面なども配慮して、宿泊は両方の施設を活用して監視体制に臨みたいと考えております。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 8番、石井芳清君。

○8番（石井芳清君） 8番、石井です。

分かりました。

次に移ります。同ページの教育費、小学校管理事務事業、御宿小学校のコンクリートの調査ということですが、これもこの間何回か説明を受けたわけでありましてけれども、具体的に予算計上された中で、内容をどうされるのか、内容ですね、この予算そのもの、もう一つは予算は予算として事務内容ですね、いま一度精査をするという話が最後あったかというふうに思います。また、これが可決成立した後の事務、どのように進めていくのか、結果はいつ頃出されるのかも含めて説明を受けたいと思います。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（市東秀一君） 御宿町の小学校の校舎コンクリート健全性調査について説明させ

ていただきます。

こちらにつきましては、総務教育民生委員協議会、議員協議会でもご説明はさせていただいているところですが、まず、経過といたしまして、御宿小学校の校舎ですが、昭和42年に建設され、築58年が経過するところでございます。町の計画におきましては、第4次御宿町総合計画、平成25年度策定において、平成30年度に築50年を経過することから、建て替えを含めて検討することとし、御宿町学校施設個別計画、こちらは令和3年度に策定いたしました。こちらでは築60年を目途に改築を検討するとしております。

また、令和4年12月改定の御宿町公共施設等総合管理計画では、令和8年度までに更新を予定。第5次御宿町総合計画においては、耐用年数築60年である令和9年3月までに新校舎に更新するとしております。

これらを受けまして、更新計画を進めているところでございますが、御宿小学校におきましては、平成19、20年度に校舎・体育館の耐震補強工事、また大規模工事を行っていることから、改修後の耐用年数60年の捉え方、さらには更新の方法等を再検証するために校舎躯体の劣化状況等を、よりの確に把握する耐力度調査を行うものでございます。

委託する期間につきましては、調査から結果の取りまとめまで約2か月間を要しますので、児童の学校生活に支障のないよう7月から8月の間、夏休みにかかった期間で調査を行いたいと考えております。

また、ご質問のありましたとおり、総務教育民生委員会協議会、また議員協議会でご指摘のありました、令和3年度に作成した御宿町の学校施設個別計画で重複する調査については、当時の調査結果が活用できるものは活用させていただき、調査費用の縮減を図って行いたいと思います。

あと調査項目についてですが、調査項目が7項目ありまして、外観目視調査、配筋調査、反発度測定、圧縮度試験、中性化深さ測定、全塩分測定、鉄筋腐食状況調査というものがございます。今回の調査、3年度と違うところといたしまして、調査結果のほうを取りまとめまして、調査結果に応じた、補修・補強の有無を定量的に示すとともに、さらに補修・補強の工法を策定、提案していただくというところの委託でございます。

この後ですが、本日、補正予算として計上させていただきまして、ご承認いただけたら、7月から8月の間、調査期間を取りまして、9月頃になろうかと思いますが、調査結果が出てまいります。こちら調査結果が出ましたら、速やかに議会に報告させていただきまして、今後の対応についての協議を図らせてもらえればと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

2番、岩瀬環樹君。

○2番（岩瀬環樹君） 2番、岩瀬です。

1つ質問があります。11ページ、2段目の照明撤去工事なんですが、これは多目的広場で、前に夜間消防訓練のときに使っていたものだと思います。かなり危険だなと思ったので提案させていただきました。

ただ、撤去したライト、それはまだつく状態であったので、これが何かほかの場所で使用することができるかどうか伺います。

○議長（滝口一浩君） 田邊副町長。

○副町長（田邊義博君） 多目的広場の照明でございますが、3本ございまして、1つが腐食が著しいというようなことでございます。今回撤去なんですが、残りの2本につきましても、安定器の腐食が進んでいるということで、私もどこかへ移設ができないかなと考えましたけれども、それにはもう部品が耐えられないということで、同時期につけた3本でございますので、1つが腐食が著しいということは、もう2つも同程度になっていると思いますので、この際3本撤去いたしまして、廃棄する予定でございます。

○議長（滝口一浩君） 2番、岩瀬環樹君。

○2番（岩瀬環樹君） ありがとうございます。

その物全体ではなくても、ライトの部分だけとか、今、消防訓練やっているのは役場だと聞いていますけれども、そういったところで使えれば使っていただきたいなと思った次第です。ありがとうございます。

○議長（滝口一浩君） 田邊副町長。

○副町長（田邊義博君） 昨日、庁舎のLED化の予算をご審議いただきましたが、こちらのほうも水銀灯ですので、公害の危険もあるということです、この際、廃棄をさせていただきたいと思います。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

3番、塩入健次君。

○3番（塩入健次君） 3番、塩入です。

ただいまの件なんですけれども、更新ではなくて撤去ということになっているんですけれども、改めまして、撤去ということで照明が不要になった経緯、理由を改めてご説明願いたいので

ですけれども、お願いいたします。

○議長（滝口一浩君） 田邊副町長。

○副町長（田邊義博君） 先ほどの岩瀬議員さんのお話にもありましたが、以前は消防の操法訓練を多目的広場でやっていたんですが、最近では役場の後ろの駐車場の前でやるようになりましたので、夜間は多目的広場の使用をしていないということで、更新ということではなく、撤去して、その後はもう必要がないので、改めて照明をつけるということはいきません。

○議長（滝口一浩君） 3番、塩入健次君。

○3番（塩入健次君） そうすると、多目的広場の多目的という部分での利用価値というか、そういうものが低下するという気がするのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 田邊副町長。

○副町長（田邊義博君） また、夜間に何かそこで行うようなことがあれば、そのときにまた考えたいと思います。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 3番、塩入健次君。

○3番（塩入健次君） 承知いたしました。

あともう一つ、野球場の芝刈り機についてですけれども、昨日のパークゴルフ場の答弁の中で、パークゴルフ場の管理に関しても芝刈り機を新しく購入したというような答弁があったかと思うんですけれども、そういったものとの共用というのはできないのでしょうか。

○議長（滝口一浩君） 教育課長。

○教育課長（市東秀一君） この補正予算で、修繕費に上がっている乗用の草刈り機のトラクターなんですけれども、パークゴルフ場で持っている乗用のものとはまた別になっております。パークゴルフ場のものはナンバーがついておらず公道が走れない、2トンとかに乗せられれば動けるかもしれないんですけれども、それとは別になっています。

B & Gのトラクターについてはナンバーがついておりますが、どうしてもこちらの草刈り機をパークゴルフ場のほうに進入させますと、大きいものですから、芝を傷めるだけじゃなくて、コースのほうもへこませたりしてしまうということがございますので、併用というのは難しいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） 3番、塩入健次君。

○3番（塩入健次君） 3番、塩入です。

じゃ、そもそもの芝刈り機の規格というか、そういうものが異なるということで理解いたし

ました。ありがとうございます。

以上です。

○議長（滝口一浩君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第10号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

◎請願第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第8、請願第3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第3号は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

よって、請願第3号は委員会の付託を省略することに決定しました。

紹介議員、塩入健次君、登壇の上、趣旨説明をお願いいたします。

（3番 塩入健次君 登壇）

○3番（塩入健次君） 3番、塩入です。議長よりご指示がございましたので、ご説明のほうをさせていただきます。

請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書となり

ます。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会。

連絡会の構成は括弧内のとおりでございます。

会長、吉田瑞穂。

紹介議員、塩入健次。

御宿町議会議長、滝口一浩様。

請願事項。

2026年度予算編成にあたり「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁宛てに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

請願理由。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたちひとりひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度でございます。

しかし、かつては教材費、旅費、児童手当など多くの経費が対象となっておりましたが、次第に対象から除外され給与費のみとなり、2005年には給与費の負担割合が3分の1に縮減されてしまいました。

現在、地方自治体の状況は様々であり、子どもたちを取り巻く教育環境にも格差が生じております。

国民にひとしく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、義務教育費国庫負担法第1条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものとなります。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望いたします。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係

行政官庁宛てに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

ご採択いただけますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 本請願に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本請願につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

請願第3号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、請願第3号は採択することに決しました。

◎日程の追加について

○議長（滝口一浩君） お諮りいたします。

ただいま提出者、塩入健次君、賛成者、北村昭彦君、発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎発議第1号の上程、説明、採決

○議長（滝口一浩君） 発議第1号を配付しますので、しばらくお待ちください。

（意見書配付）

○議長（滝口一浩君） 配付漏れありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） なしと認めます。

塩入健次君、登壇の上、説明願います。

（3番 塩入健次君 登壇）

○3番（塩入健次君） 3番、塩入です。議長より指示がございましたので、ご説明させていただきます。

発議第1号、令和7年6月19日、御宿町議会議長、滝口一浩様。

提出者、御宿町議会議員、塩入健次。

賛成者、御宿町議会議員、北村昭彦。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について。

上記の議案を御宿町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出させていただきます。

提案理由につきましては、請願理由と同様ですので割愛させていただきます。

なお、意見書につきましては、配付いたしました資料のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（滝口一浩君） 発議第1号を採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を直ちに採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

発議第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決しました。

◎請願第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（滝口一浩君） 日程第9、請願第4号 「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第4号は、会議規則第92条の2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(滝口一浩君) 異議なしと認めます。

よって、請願第4号は委員会の付託を省略することに決定しました。

紹介議員、北村昭彦君、登壇の上、趣旨説明をお願いします。

(6番 北村昭彦君 登壇)

○6番(北村昭彦君) 6番、北村です。議長より指示がございましたので、ご説明いたします。

請願第4号 「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会。

連絡会の構成は括弧内のとおりです。

会長、吉田瑞穂。

紹介議員、北村昭彦。

御宿町議会議長、滝口一浩様。

請願事項。

2026年度予算編成にあたり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子どもたちによりよい教育を保障するために、「国における2026年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択していただき、政府及び関係行政官庁宛てに意見書をご提出いただきたくお願い申し上げます。

請願理由。

教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに子どもたちひとりひとりを取りまく環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。また、各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生しました。災害からの復興は未だ厳しい状況の中にある言わざるを得ません。子どもたちの健全育成を目指し豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層すすめる必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、2026年度に向けての予算の充実を働きかけていただきたいと思います。

一つ、災害からの教育振興に関わる予算の拡充を十分に図ること。

一つ、子どもたちひとりひとりにきめ細やかな指導をするため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。

一つ、保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。

一つ、現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関わる予算をさらに拡充すること。

一つ、安心して学校生活を送れるよう、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等相談体制を充実させること。

一つ、多様な学びの場の充実を図り、誰もが学ぶことができる機会を保障するため、必要な予算措置を講じること。

一つ、安全・安心で個別最適な学びを実現する施設環境の整備に向け、バリアフリー化や、洋式・多目的トイレ、空調設備設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

一つ、GIGAスクール構想を着実に推進し、学校現場における様々な課題に対応できる環境を整えること。など。

以上、昨今のさまざまな教育課題は、教育予算を十分に確保することにより、解決されるものが多くあります。

貴議会におかれましては、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁宛てに意見書を提出いただきたくお願い申し上げます。

ご採択いただけますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（滝口一浩君） 本請願に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 質疑なしと認めます。

本請願につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

請願第4号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、請願第４号は採択することに決しました。

◎日程の追加について

○議長（滝口一浩君） お諮りいたします。

ただいま提出者、北村昭彦君、賛成者、塩入健次君、発議第２号 国における2026年度教育予算拡充に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

よって、発議第２号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎発議第２号の上程、説明、採決

○議長（滝口一浩君） 発議第２号を配付しますので、しばらくお待ちください。

（意見書配付）

○議長（滝口一浩君） 配付漏れありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） なしと認めます。

北村昭彦君、登壇の上、説明願います。

（６番 北村昭彦君 登壇）

○６番（北村昭彦君） ６番、北村です。議長より指示がございましたので、ご説明いたします。

発議第２号、令和７年６月19日、御宿町議会議長、滝口一浩様。

提出者、御宿町議会議員、北村昭彦。賛成者、御宿町議会議員、塩入健次。

国における2026年度教育予算拡充に関する意見書の提出について。

上記の議案を御宿町議会会議規則第14条第１項及び第２項の規定により提出します。

提案理由につきましては、請願理由と同様ですので割愛させていただきます。

なお、意見書につきましては、配付いたしました資料のとおりでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（滝口一浩君） 発議第2号を採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（滝口一浩君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を直ちに採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

発議第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（滝口一浩君） 全員の挙手です。

よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（滝口一浩君） 以上をもちまして、今定例会の議事日程は全て終了しました。

ここで、原町長より挨拶があります。

原町長。

（町長 原 宏君 登壇）

○町長（原 宏君） 令和7年第2回定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

このたびの定例会では、2件の報告、10議案につきましてご審議いただき、いずれもご承認、ご決定いただき閉会の運びとなりました。ここに厚く御礼申し上げます。

今まで何度も申し上げてきておりますが、停滞の町から挑戦の町へ、失敗を恐れず諦めずに挑戦する町、これを掲げております。議員の皆様とは議論を進めてまいります。

本定例会の審議の中でいただきました貴重なご意見等を十分に踏まえながら、町政各般にわたり、発展向上に邁進する所存でございます。

梅雨入りを迎え、体調に影響が出やすくなる時期となっておりますので、皆様におかれましては、健康にご留意いただき、ますますご健勝にてご活躍されますことを心からお祈り申し上げます。

閉会のご挨拶といたします。どうもありがとうございました。

○議長（滝口一浩君） 議員各位には慎重審議をいただき、また議事運営につきましてもご協力をいただきまして、厚くお礼申し上げます。

以上で令和7年御宿町議会第2回定例会を閉会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでした。

(午前 10 時 53 分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

滝 口 一 浩

署 名 議 員

石 井 芳 清

署 名 議 員

椎 木 藤 弘